

大型コンベンション等誘致支援事業補助金交付要綱

一般社団法人 山口県観光連盟

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般社団法人山口県観光連盟（以下「観光連盟」という。）が実施する、大型コンベンション等誘致支援事業に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 県内において開催される大型コンベンションに対して、その開催に要する経費の一部を助成することにより、宿泊観光客の誘致拡大を図り、産業の振興や地域の活性化につなげることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において「コンベンション」とは、学会、会議、見本市、展示会、その他これらに類するものをいう。

2 この要綱において「国内大会」とは、中国地方（山口県、広島県、岡山県、鳥取県及び島根県をいう。）全域を対象とした規模以上のコンベンションをいう。

3 この要綱において「国際大会」とは、日本を含む2国以上から外国人が相当数参加するコンベンションをいう。

(交付の対象)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下、「補助事業」という。）は、県内で開催されるコンベンションで、次のいずれにも該当するものとする。

(1) 開催規模が国内大会又は国際大会に該当するものとする。

(2) 国内大会については、県内の宿泊施設に宿泊する延べ人数が1,000人以上かつ中国大会の規模以上を有し、国際大会については、県内の宿泊施設に宿泊する延べ人数が500人以上かつ外国からの参加者50人以上であること

(3) 開催される市町又はコンベンション協会から同様の補助金の交付を受けていること

(4) 中国大会等定期的な持ち回りのものではないこと

(5) 政治的又は宗教的活動を目的とするものではないこと

(6) 興業又は営利を目的とするものではないこと

(7) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがないものであること

(補助金対象経費)

第5条 補助対象経費は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付額)

第6条 補助金の交付額は、次の表に掲げる県内宿泊施設に宿泊する延べ人数の区分に応じて同表に掲げる額を限度額とする。

延べ宿泊者数	国内大会	国際大会	
		うち外国人宿泊者数	助成額
500人～999人	—	50人以上	700,000円
1,000人～1,499人	300,000円		800,000円
1,500人～1,999人	400,000円		900,000円
2,000人以上	500,000円		1,000,000円

(補助金の交付の申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書(別記第1号様式)を、観光連盟が別途通知する期日までに提出するものとする。

(補助金の交付の決定)

第8条 観光連盟は、前条の申請書の提出があった場合において、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当であると認められるときは、予算の範囲内で補助金の交付を決定する。

2 観光連盟は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の申請に係る事項を修正して補助金の交付の決定をすることができる。

3 観光連盟は、第一項の規定により補助金の交付を決定する場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があると認められるときは、条件をつけることができる。

(決定の通知)

第9条 観光連盟は、前条第1項の規定により補助金の交付を決定したときは、別記第2号様式により、その決定の内容及びこれに付された条件を補助金の交付の申請をした者に通知する。

(申請の取下げ)

第10条 補助金の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から20日以内に申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(事業計画変更等に係る承認の申請)

第11条 補助事業を行う者(以下「補助事業者」という。)は、補助の対象となる補助金の交付の決定を受けた後に、補助事業の計画に変更を加えようとする場合は、変更承認申請書(別記第3号様式)により、観光連盟の承認を得なければならない。

(報告及び検査)

第12条 観光連盟は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告をさせ、または関係職員に帳簿その他関係書類を検査させることができる。

(指示)

第13条 観光連盟は、前条の報告等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、必要な指示をすることができる。

(実績報告書)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了した日から10日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに、当該事業に係る実績報告書(別記第4号様式)を観光連盟に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第15条 観光連盟は、前条の実績報告書の提出があった場合において、その内容を審査の上、当該補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記第5号様式により、当該補助事業者へ通知する。

(概算払)

第16条 観光連盟は、必要があると認めるときは、第8条の規定による通知に係る金額の3割を範囲内で、概算払いにより補助金を交付することができる。

(補助金の請求)

第17条 補助事業者が、第14条及び前条の規定により、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(別記第6号様式)を観光連盟に提出するものとする。

(補助金交付決定の取消し等)

第18条 観光連盟は、申請者が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途へ使用したとき
- (2) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき
- (3) この要綱又はこの要綱の規定に基づく決定に違反したとき

2 前項の規定は、助成事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第19条 観光連盟は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該補助事業者に対し、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

2 観光連盟は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、当該補助事業者に対し、期限を定めて、その額を超える額に相当する金額の返還を命ずるものとする。

(関係書類の整備)

第20条 補助事業者は、補助事業の遂行の状況及び当該補助事業に係る収支について、一切の状況を明らかにする帳簿その他の関係書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保存しておかなければならない。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

(施行期日)

附 則

この要綱は、平成26年 9月 1日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象経費一覧

項目	内容
会場費	コンベンション会場借上料、開催打合せに使用する会議室等の借上料、機器・備品使用料など開催に必要となる会場費
印刷製本費	打合せ等会議資料、案内文書、大会プログラムの作成費など開催に必要となる印刷製本費
広告宣伝費	ポスター・チラシ等作成費、新聞・雑誌等への広告掲載など開催に必要となる広告宣伝費
旅費	開催準備のための大会等視察旅費、打合せ等会議出席旅費など開催に必要となる旅費
謝金	講師等謝金など開催に必要となる謝金
通信運搬費	大会事務局通信費（電話、各種郵送料など）開催に必要となる通信運搬費
委託費	会場設営委託費、催事等委託費、通訳等雇用経費、コンベンション開催に関するHP作成費など開催に必要となる委託費
諸経費	その他消耗品、事務用品など開催に必要となる諸経費